

第4条（報酬の払戻）

採用決定報酬の対象となる求職者が、甲に採用決定後3ヶ月以内に、明らかに当該求職者の責任（経歴詐称、本人の不法行為・違法行為、本人の責による業務遂行不能）により解約されるに至った場合、又は当該求職者が自己都合によって解約した場合は、甲が乙に対し、求職者の解約日より5営業日以内に解約の事実を証する書面を提出したときに限り、乙は受領した採用決定報酬の一部を以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、採用決定報酬のうち未受領額がある場合には、以下の返還額と相殺するものとし、相殺後に採用決定報酬の残額がある場合には、甲は、乙に対し当該残高を支払うものとする。なお、乙は甲に対し、解約日の翌月末までに採用決定報酬の返還を行うこととし、返還する際の手数料は乙が負担するものとする。

求職者の入社日から1ヶ月以内：採用決定報酬の80%相当額

求職者の入社日から1ヶ月を超え2ヶ月以内：採用決定報酬の50%相当額

求職者の入社日から2ヶ月を超え3ヶ月以内：採用決定報酬の30%相当額

求職者の入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内：採用決定報酬の10%相当額